

令和 8 年度第 1 回君津市総合建設審議会 次第

日 時 令和 8 年 7 月 6 日（月）
午前 1 0 時 3 0 分から
場 所 君津市役所 9 階
議会全員協議会室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議題
君津市総合計画 後期基本計画骨子（案）について
- 4 閉会

【配布物】

- ・ 次第
- ・ 席次表
- ・ 委員名簿
- ・ 執行部出席者名簿
- ・ 君津市総合建設審議会条例
- ・ 君津市総合計画（後期基本計画）骨子（案）について
- ・ 君津市総合計画（後期基本計画）骨子（案）

君津市総合建設審議会席次表

日時 令和8年7月6日（月）
午前10時30分から
場所 君津市役所議会全員協議会室

林 和子 三浦 章 藤平 喜代子
副会長 会長 副会長

--	--	--

川名 寛章 委員					小林 喜久男 委員
須永 和良 委員					保坂 好一 委員
佐藤 薫 委員					下田 剣吾 委員
鮎川 正幸 委員					野上 慎治 委員
森永 信雄 委員					満武 琢也 委員
高橋 隆 委員					
小関 常雄 委員					

--

企画政策部次長 市長 企画政策部長 企画調整課長
栗坂 達也 石井 宏子 津野 広昭 中村 峰之

--

企画調整課主任主事 企画調整課係長 企画調整課主任主事
本吉 亮介 能星 紀子 竹内 一騎

傍聴席

君津市総合建設審議会委員名簿

No.	氏名（敬称略）	職 名 等	備考
1	みつたけ たくや 満 武 琢 也	市議会議員	
2	のがみ しんじ 野 上 慎 治	市議会議員	
3	しもだ けんご 下 田 剣 吾	市議会議員	
4	ほさか よしかず 保 坂 好 一	市議会議員	
5	みうら あきら 三 浦 章	市議会議員	会長
6	こばやし きくお 小 林 喜 久 男	市議会議員	
7	きとう かおる 佐 藤 薫	教育委員会	
8	あゆかわ まさゆき 鮎 川 正 幸	農業委員会 会長	
9	もりなが のぶお 森 永 信 雄	君津市農業協同組合 常務理事	
10	あまがさ ひろし 天 笠 寛	君津商工会議所 副会頭	
11	たかはし たかし 高 橋 隆	君津市自治会連絡協議会 会長	
12	はやし かずこ 林 和 子	君津市赤十字奉仕団 委員長	副会長
13	ふじひら きよこ 藤 平 喜 代 子	公益社団法人君津市シルバー人材センター 会長	副会長
14	かわな ひろあき 川 名 寛 章	千葉県議会議員	
15	すなが かずよし 須 永 和 良	千葉県議会議員	
16	こせき つねお 小 関 常 雄	日本製鉄株式会社東日本製鉄所君津地区 総務部君津庶務室 室長	

執行部出席者名簿

所 属 等	氏 名
市 長	石 井 宏 子
企画政策部長	津 野 広 昭
企画政策部 次長	栗 坂 達 也
企画政策部 企画調整課長	中 村 峰 之
企画政策部 企画調整課 計画推進係長	能 星 紀 子
企画政策部 企画調整課 主任主事	本 吉 亮 介
企画政策部 企画調整課 主任主事	竹 内 一 騎

○君津市総合建設審議会条例

昭和46年6月10日
条例第71号

(設置)

第1条 本市に、君津市総合建設審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合建設計画の策定及びその実施に関し審議し、必要な調査を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 6人以内
- (2) 教育委員会の委員 1人
- (3) 農業委員会の委員 2人以内
- (4) 公共的な団体を代表する者 6人以内
- (5) 知識経験を有する者 3人以内

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その職にあるため委員となった者は、その在職期間とする。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は非常勤とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人、副会長2人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会長、副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は市長の定める機関において処理する。

(市長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年9月1日条例第74号）

この条例は、昭和46年9月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日条例第4号）

この条例は、昭和56年11月1日から施行する。

君津市総合計画（後期基本計画）骨子（案）について

1 趣旨

君津市総合計画の前期基本計画が、令和8年度をもって計画期間の満了を迎えることから、令和9年度から令和12年度までの4年間を計画期間とする後期基本計画の策定を進めている。

このたび、後期基本計画の策定に向けた骨子案を取りまとめたことから、その概要及び今後のスケジュールについて報告するものである。

2 後期基本計画 骨子（案）

別紙「君津市総合計画（後期基本計画）骨子（案）」のとおり

3 今後の主なスケジュール（予定）

令和8年7月	まち・ひと・しごと創生有識者会議
令和8年7月～10月	分野別施策、重点戦略、成果指標等の検討
令和8年11月	素案の取りまとめ、議会への報告
	総合建設審議会、まち・ひと・しごと創生有識者会議
令和8年12月	パブリックコメント、まちづくりタウンミーティング
令和9年 2月	最終案の取りまとめ、議会への報告
	総合建設審議会、まち・ひと・しごと創生有識者会議
令和9年 3月	後期基本計画の策定

序論編	1. 後期基本計画の概要	(1) 策定の趣旨 (2) 総合計画の構成と期間 (3) 後期基本計画策定にあたっての基本的な考え方 (4) 進行管理 (5) SDGsの推進
	2. 後期基本計画の前提となる現状認識	(1) 時代の潮流 (2) 今後のまちづくりに求められる方向性 (3) 人口及び財政の将来見通し
後期基本計画編	1. 計画体系	
	2. 重点戦略 (第3期君津市まち・ひと・しごと創生総合戦略)	(1) 重点戦略の位置づけ (2) 重点戦略の構成 (3) 重点戦略の方向性
	3. 将来ビジョンを実現するための柱ごとの施策	柱1 経済と環境が調和したまち（経済、環境） 柱2 誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち（健康、福祉） 柱3 安心して子育て・子育てでき学びを楽しめるまち（子育て、教育、文化） 柱4 快適で安心して暮らせるまち（安全安心、都市基盤） 柱5 ともに創る次世代につながるまち（パートナーシップ、人権、行財政）
国土強靱化地域計画編	1. 総論	(1) 策定の趣旨及び計画の位置づけ (2) 計画の期間・計画の見直し (3) 策定の進め方
	2. 基本目標	
	3. 事前に備えるべき目標	
	4. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
	5. 脆弱性の分析・評価と対応	
	6. リスクシナリオと基本計画における施策の対応	
資料編	1. 基本構想	
	2. 後期基本計画の策定過程	
	3. 市民意向	
	4. 君津市基本構想を議会の議決事件として定める条例	
	5. 君津市総合建設審議会条例	
	6. 君津市総合建設審議会委員名簿	
	7. 指標一覧表	
	8. 用語集	

1. 後期基本計画の概要

(1) 策定の趣旨

本市のまちづくりにおける最上位計画である君津市総合計画の前期基本計画が令和8年度をもって計画期間満了となることから、これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化等を踏まえ、令和9年度から令和12年度までを計画期間とする後期基本計画を策定する。

(2) 総合計画の構成と期間

総合計画は「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」により構成する。

<基本構想>

本市の将来都市像やまちづくりの基本的な方向性を示すもの

【計画期間】 令和4（2022）～令和12（2030）年度

【将来都市像】 ひとが輝き 幸せつなぐ きみつ

【行動姿勢】 むすぶ ～多様な“むすぶ”により君津の未来を創る～

【人口フレーム】 令和12（2030）年の人口フレーム ▶ 77,000人

<基本計画> ※今回は、赤枠部分を策定

基本構想の実現に向け、施策の方向性や主な取組を体系的に示すもの

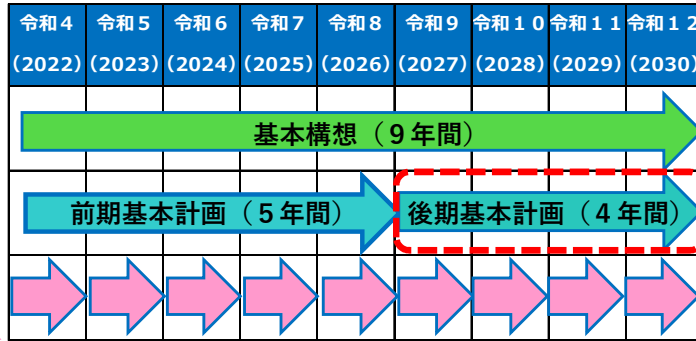
【計画期間】 前期（5年間） 令和4（2022）～ 令和8（2026）年度

後期（4年間） 令和9（2027）～令和12（2030）年度

<実施計画>

予算編成及び行政評価と連動した事業計画

【計画期間】 単年ごと



(3) 策定にあたっての基本的な考え方

① 第3期君津市まち・ひと・しごと創生総合戦略 及び 次期国土強靱化地域計画 の一体的な策定

人口減少対策や地域経済の活性化など、本市の構造的課題に対して分野横断的に重点化して取り組む施策群を「重点戦略」として整理し、第3期君津市まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置付ける。重点戦略の具体化にあたっては、国の地域未来戦略等との整合を図り、本市の産業集積や地域資源を生かした産業の成長、民間投資の促進、地域経済への波及及び雇用の創出につなげる。

また、次期国土強靱化地域計画については、防災・減災に関する全施策共通の基本的指針として位置付け、後期基本計画と一体的に策定する。これにより、防災分野に限らず、都市基盤、福祉、産業、教育など幅広い分野において、平時から災害に強いまちづくりを進める視点を反映するとともに、進行管理の効率化及び計画の実効性向上を図る。

② デジタル・AIの積極的な活用

デジタル・AIの活用を全施策に共通する視点として位置付ける。行政内部の業務効率化にとどまらず、公共交通、防災、福祉、教育、産業、地域コミュニティなど各分野における課題解決や市民サービスの向上につなげる。

また、市内事業者等におけるデジタル化・AI活用を促進し、市域全体の生産性向上や新たな価値の創出につなげる。

(4) 進行管理

後期基本計画では、重点戦略ごとに、最終的に目指す成果を示す「重要目標達成指標（KGI）」と、その達成に向けた取組の進捗状況を測る「重要業績評価指標（KPI）」を設定する。

KGI・KPIは、後期基本計画の成果指標、予算編成及び行政評価と連動させ、一体的な進行管理を行うとともに、評価結果を施策の改善や事業の見直しに反映する。

(5) SDGsの推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年の国連サミットで採択された、令和12（2030）年を目標年次とする国際目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すものである。後期基本計画では、前期基本計画に引き続き、SDGsの17のゴールに対応して施策を推進し、SDGsの目標達成に貢献する。



2. 後期基本計画の前提となる現状認識

(1) 時代の潮流

① 人口減少・少子高齢化の進行

全国的に人口減少・少子高齢化が進行しており、本市においても総人口及び生産年齢人口の減少が見込まれる。これにより、地域経済、地域活動、公共交通、医療・福祉、財政運営など、幅広い分野への影響が懸念される。

② 社会保障と生活支援の重要性の高まり

高齢化の進行や世帯構成の変化に伴い、子育て支援、高齢者福祉、障がい福祉、生活困窮対策、地域医療、移動支援など、住民の暮らしを支える施策の重要性が高まっている。

③ 物価高・人件費上昇など財政運営を取り巻く環境の変化

物価や人件費の上昇により、公共サービスの提供や公共施設・インフラの維持管理に要する経費が増加している。また、金利上昇等の影響も踏まえ、これまで以上に計画的かつ持続可能な財政運営が求められる。

④ インフラの老朽化と防災・減災への対応

道路、橋梁、上下水道、公共施設などの老朽化が進む中、更新や長寿命化、再編に係る負担が大きな課題となっている。また、豪雨や地震などの自然災害が激甚化・頻発化していることから、計画的なインフラマネジメントを進めるとともに、防災・減災対策の強化により、災害に強い地域づくりを推進する必要がある。

⑤ GX・DX等による産業構造の変化

脱炭素化、デジタル化、AIの進展、経済安全保障の重要性の高まりなどにより、産業構造や企業の投資動向が大きく変化している。こうした変化を成長の機会として捉え、既存産業の競争力強化や新たな産業の創出につなげる必要がある。

2. 後期基本計画の前提となる現状認識

(2) 今後のまちづくりに求められる方向性

基礎調査により把握した本市の現状や課題を踏まえ、今後のまちづくりに求められる方向性を整理する。

①人口減少と若年層流出への対応

人口減少は全国的な潮流であり、本市においても今後のまちづくりの前提となることから、人口減少の抑制と人口減少社会への適応の両面から取り組む必要がある。特に、本市では若年層が他の年代と比べて転出意向がやや高い状況にあることから、進学、就職、結婚、出産・子育て等のライフステージごとの定住意向や転出入の動向を注視しながら、若年層の定住促進を図り、地域の活力を維持していくことが求められる。

②地域経済の活性化と多様な働く場の創出

本市は、製造業を中心とする産業基盤を有する一方、多様な働く場の確保、地域内経済循環の強化が課題となっている。
 今後は、本市臨海部に集積する鉄鋼業を中心とした素材産業や関連産業の競争力強化を図るとともに、GX・DX等を契機とした設備投資や新たな産業立地を促進する必要がある。
 また、観光、農林業、スポーツ・交流などの地域資源や民間活力を生かし、環境との調和を図りながら、地域経済の活性化と多様な働く場の創出につなげていく必要がある。

③交通利便性の向上と生活基盤の確保

通勤、通学、買い物、通院などの日常生活を支える移動手段の確保は、市民生活に直結する重要な課題である。特に、久留里線の一部区間廃止への対応や、コミュニティバス、デマンド交通、タクシー等を含めた地域公共交通体系の再構築が求められる。

④防災力の確保と安全・安心な生活環境

自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、インフラの維持管理、安全な避難環境の確保、要配慮者支援、地域防災力の強化など、防災・減災の取組を全庁的に進める必要がある。
 また、高齢単身世帯や住宅確保要配慮者の増加を見据え、福祉と住宅の連携による住まいの確保など、誰もが安心して暮らせる生活環境の充実が求められる。

⑤地域コミュニティの担い手不足

担い手の減少や高齢化により、自治会活動や地域行事の維持が難しくなり、地域のつながりや相互扶助機能の低下が懸念される。
 今後は、地域活動の負担軽減、デジタル活用、多様な主体の参画、地域のつながりを支える拠点機能の充実などにより、地域コミュニティを維持・活性化していく必要がある。

⑥空き家・耕作放棄地の増加と未利用資源の活用

空き家や耕作放棄地の増加により、防災、防犯、景観、環境面への影響に加え、土地や建物の適切な管理が困難となることや有害鳥獣被害の拡大などが懸念されている。一方で、これらを地域資源として捉え、移住・定住の促進や地域活動の活性化、産業振興、農林業振興などにつなげながら、有効活用を図っていくことが求められる。

⑦持続可能な行財政運営

人口減少により市税収入の大幅な増加が見込みにくい一方で、社会保障費の増加に加え、公共施設・インフラの老朽化への対応、物価高騰や人件費の上昇などにより、財政運営を取り巻く環境は一層厳しさを増している。限られた財源や人的資源を効果的に活用しながら、施策の優先順位を明確にし、持続可能な行政サービスの提供を図っていくことが求められる。

(3) 人口及び財政の将来見通し

①人口の将来見通し

本市の人口は、昭和40年代以降に急激に増加した後、平成7（1995）年の93,216人をピークに減少傾向にある。国の資料等に基づく人口推計によると、今後も総人口及び生産年齢人口の減少が続くことが見込まれる。年少人口及び生産年齢人口の減少は、地域経済や地域活動の担い手不足、公共サービスの維持、財政運営などに大きな影響を及ぼすことが懸念される。

※人口推計の数値については、最新の推計値に基づき確定する。

人 口 推 計 結 果 掲 載 予 定

②財政の将来見通し

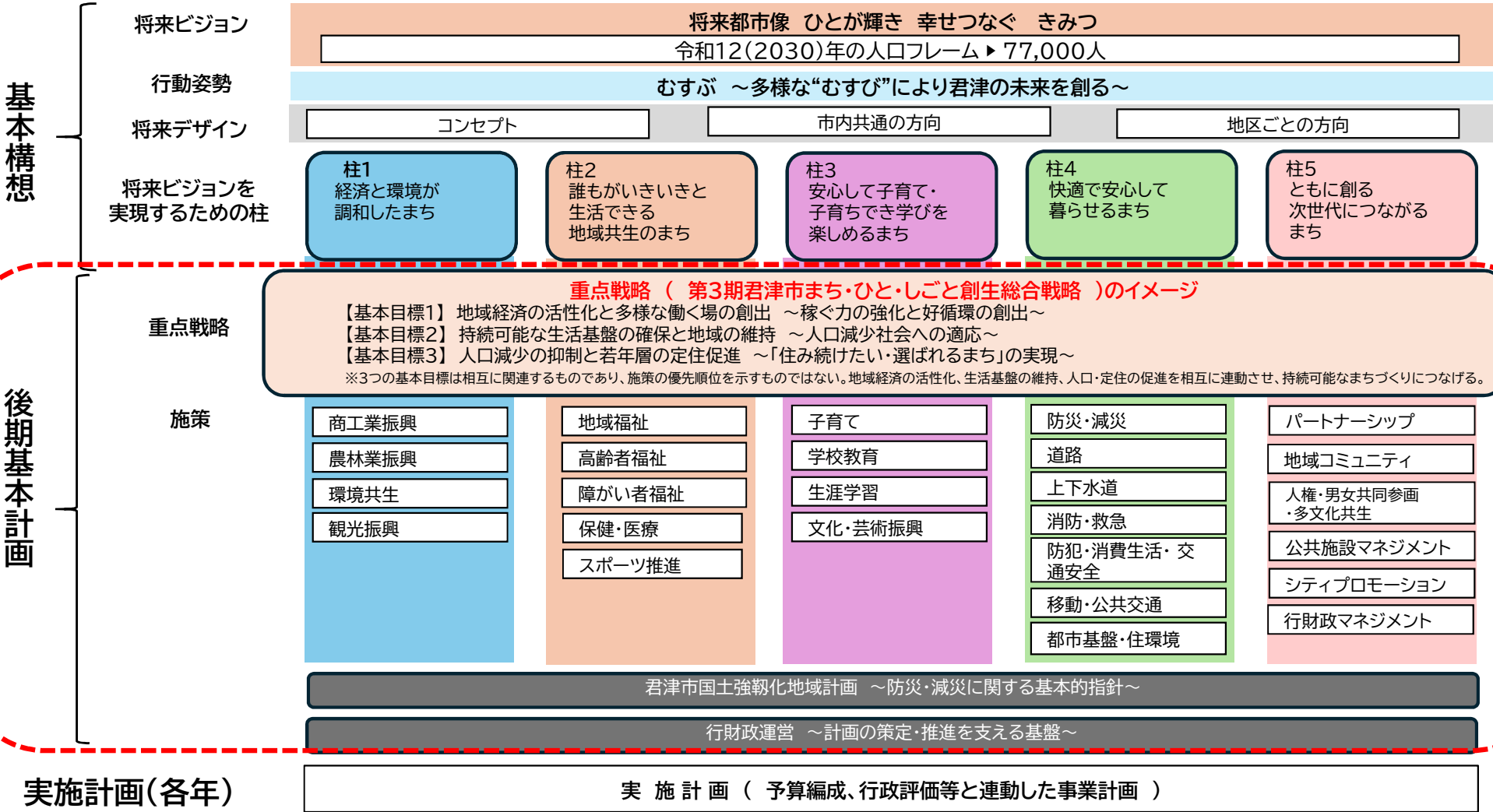
本市は、大規模工場等の立地により、固定資産税などの市税収入が歳入全体に占める割合が高く、地方交付税への依存度は全国平均と比べて低いことが特徴である。一方で、市税収入への依存度が高いことから、景気動向や企業業績の影響を受けやすい歳入構造となっている。
 また、人口減少や少子高齢化の進行により、今後は市税収入の大幅な増加が見込みにくい状況にある。
 歳出面では、人件費や扶助費の増加に加え、高度経済成長期に整備された公共施設・インフラの老朽化に伴う大規模改修や更新費用の増加が見込まれる。
 これらを踏まえると、今後の財政運営は一層厳しさを増すことが想定されることから、後期基本計画では、施策の優先順位を明確化し、実施計画や予算編成と連動した計画運用を図る必要がある。
 なお、財政見通しについては、今後、後期基本計画に位置付ける施策内容や事業規模等の検討とあわせて精査する。

財 政 の 将 来 見 通 し 掲 載 予 定

1. 計画体系

- 将来ビジョンの実現に向けた5つの柱に基づき、分野別の施策を体系的に整理する。
- 前期基本計画における分野横断的な施策群である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「戦略的プロジェクト」及び「拠点づくり」を「重点戦略」として整理・統合する。
- 重点戦略は、「第3期君津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づける。
- 「国土強靱化地域計画」を後期基本計画と一体的に策定し、全ての施策に共通する「防災・減災に関する基本的指針」として位置づける。
- 「行財政運営」を計画の策定・推進を支える基盤として位置づけ、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）を踏まえた実効性・実現性の高い計画を策定し、着実な推進を図る。

※今回は、赤枠部分を策定



2. 重点戦略（第3期君津市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

（1）重点戦略の位置づけ

重点戦略は、基礎調査で明らかになった本市の構造的課題や、国の「地方創生に関する総合戦略」、地域未来戦略等の策定動向及び千葉県地域産業成長プランの検討状況を踏まえ、本市が分野横断的に重点化して取り組む施策群として整理する。

また、重点戦略は、「第3期君津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付ける。なお、国の地域未来戦略等の策定状況を踏まえ、重点戦略の名称及び内容について必要な調整を行う。

（2）重点戦略の主な構成

基本目標	国の総合戦略及び本市の構造的課題を踏まえた政策分野別の目標
重要目標達成指標（KGI）	基本目標の達成度を測る指標
基本的方向	基本目標の実現に向けた施策展開の方向性
具体的な施策	基本目標を実現するため、基本的方向を踏まえ行政が実施する施策
重要業績評価指標（KPI）	具体的な施策の進捗や成果を測定する指標

※KGI及びKPIについては、基本計画上の成果指標と整合を図りながら設定する。

（3）重点戦略の方向性

基本目標① 地域経済の活性化と多様な働く場の創出 ～稼ぐ力の強化と好循環の創出～	
多様で付加価値の高い産業を育成するとともに脱炭素社会の実現に向けたGXの推進、魅力ある働く場の確保及び地域内経済循環の向上を図り、持続的な地域経済の発展につなげる。	（主な取組の例） ● GX・DXを契機とした既存産業の競争力強化 ● 企業誘致、設備投資及び新たな産業立地の促進 ● 魅力ある働く場の確保と人材の確保・育成 ● 地場産業の成長促進 ● スポーツ・交流を契機とした地域消費の創出 ● 地元事業者、農産物、飲食・宿泊、観光等との連携促進
基本目標② 持続可能な生活基盤の確保と地域の維持 ～人口減少社会への適応～	
人口減少・高齢化の進行を踏まえ、誰もが安心して暮らし続けられる生活基盤を確保するとともに、地域拠点機能の充実や多様な主体による支え合いを促進し、地域共生社会の実現と持続可能な地域づくりを推進する。	（主な取組の例） ● 公共交通の再構築・移動手段の確保 ● 地域コミュニティの維持・活性化 ● インフラネットワークの最適化の推進 ● 地域ごとの特色に応じた地域拠点機能の充実 ● 医療・買い物等の生活サービスの維持・確保 ● 防災・減災対策の推進
基本目標③ 人口減少の抑制と若年層の定住促進 ～「住み続けたい・選ばれるまち」の実現～	
働く場の確保と居住・子育て環境の充実を一体的に進めるとともに、スポーツ・交流資源を活用したまちの魅力向上や子ども・若者のスポーツ環境の充実を通じ、若年層の定住促進や関係人口の創出につなげる。	（主な取組の例） ● 若年層向け雇用の創出 ● 子育て・教育環境の充実 ● スポーツを核とした交流人口の拡大と健康増進 ● 定住の促進、関係人口の創出・拡大 ● シティプロモーションの推進

計画期間中に予定されているボールパークの整備や内みのわ運動公園のリニューアル等については、交流人口の拡大、地域経済の活性化、子ども・若者の成長、健康増進等につなげる、重点戦略を横断する牽引的取組として位置付ける。

3. 将来ビジョンを実現するための柱ごとの施策

各分野の施策の方向性を「将来ビジョンを実現するための柱」ごとに整理する。

柱1
経済と環境が
調和したまち

柱2
誰もがいきいきと
生活できる
地域共生のまち

柱3
安心して子育て・
子育てで学びを
楽しめるまち

柱4
快適で安心して
暮らせるまち

柱5
ともに創る
次世代につながる
まち

（1）施策分野の主な構成

施策分野	● 施策の対象とする分野を示す。
基本的方向	● 施策分野における施策の推進の基本的な方向を示す。
成果指標	● 施策の成果や達成状況を測るための指標を示す。
現状と課題	● 施策分野における現状と課題を示す。
地域に期待する行動	● 将来ビジョンの実現に向けて、市民・事業者・地域団体等に期待する行動や役割を示す。
施策の展開	● 施策名と主な取組内容を示す。
関連する重点戦略	● 当該施策が重点戦略のどの方向性に関連するかを示す。
関連する横断的視点	● 国土強靱化やデジタル・AI活用など、分野横断的な視点との関連を示す。
関連する主な個別計画	● 施策に関連する主な個別計画を示す。
関連する主なSDGs	● 施策に対応するSDGsの17の目標（ゴール）を示す。

3. 将来ビジョンを実現するための柱ごとの施策

(2) 柱ごとの主な施策分野

<前期基本計画からの主な再編イメージ>

- 「3-5多文化共生」を「5-3人権・男女共同参画」に統合し、「5-3人権・男女共同参画・多文化共生」とする。
- 施策分野名の一部を変更する。（「2-3障害福祉」→「2-3障がい福祉」、「4-6移動」→「4-6移動・公共交通」、「4-7都市創造・住まい」→「4-7都市基盤・住環境」）

将来ビジョンを実現するための柱		前期基本計画		後期基本計画	
【経済、環境】 柱 1 経済と環境が調和したまち	1-1	商工業振興		1-1	商工業振興
	1-2	農林業振興		1-2	農林業振興
	1-3	環境共生		1-3	環境共生
	1-4	観光振興		1-4	観光振興
【健康、福祉】 柱 2 誰もがいきいきと生活できる 地域共生のまち	2-1	地域福祉		2-1	地域福祉
	2-2	高齢者福祉		2-2	高齢者福祉
	2-3	障害者福祉		2-3	障がい者福祉
	2-4	保健・医療		2-4	保健・医療
【子育て、教育、文化】 柱 3 安心して子育て・子育てでき 学びを楽しめるまち	2-5	スポーツ推進		2-5	スポーツ推進
	3-1	子育て		3-1	子育て
	3-2	学校教育		3-2	学校教育
	3-3	生涯学習		3-3	生涯学習
【安全安心、都市基盤】 柱 4 快適で安心して暮らせるまち	3-4	文化・芸術振興		3-4	文化・芸術振興
	3-5	多文化共生			
	4-1	防災・減災		4-1	防災・減災
	4-2	道路		4-2	道路
	4-3	上下水道		4-3	上下水道
	4-4	消防・救急		4-4	消防・救急
	4-5	防犯・消費生活・交通安全		4-5	防犯・消費生活・交通安全
	4-6	移動		4-6	移動・公共交通
	4-7	都市創造・住まい		4-7	都市基盤・住環境
	5-1	パートナーシップ		5-1	パートナーシップ
	5-2	地域コミュニティ		5-2	地域コミュニティ
	5-3	人権・男女共同参画		5-3	人権・男女共同参画・多文化共生
【パートナーシップ、人権・行財政】 柱 5 ともに創る次世代につながるまち	5-4	公共施設マネジメント		5-4	公共施設マネジメント
	5-5	シティプロモーション		5-5	シティプロモーション
	5-6	行財政マネジメント		5-6	行財政マネジメント

1. 総論

- (1) 策定の趣旨及び位置づけ
- 国土強靱化とは、あらゆる大規模自然災害を見据え、最悪の事態を回避するとともに、被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興につなげるため、平時から災害に強い地域づくりを進める考え方である。
 - 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき、災害に強いまちづくりを推進するための計画である。基本構想の実現に向け、防災・減災の観点から行政全般に関わる基本的な方針として、後期基本計画と一体的に策定し、国土強靱化の考え方を各施策に横断的に反映する。

- (2) 計画期間と進行管理
- 後期基本計画と同じく、令和9年度から令和12年度までの4年間とする。
 - なお、社会経済情勢の変化、新たな脅威の発生、災害リスクの変化などがあった場合には、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行う。
 - 進行管理は、後期基本計画の進行管理と一体的に行うものとし、関連する施策及び指標を活用しながら、取組の進捗状況を把握する。

- (3) 策定の進め方
- 国及び県の国土強靱化計画、本市の地域特性、災害リスクを踏まえ、次の手順により計画を策定する。

- ① 国・県計画及び本市の地域特性・災害リスクの確認

② リスクシナリオの設定

③ 現行施策及び前期基本計画の取組状況の棚卸し

④ 脆弱性の分析・評価

⑤ 対応の方向性及び具体的施策の整理

⑥ 後期基本計画の各施策との対応付け

⑦ 進行管理

2. 基本目標

本市の地域特性や国の国土強靱化基本計画等を踏まえ、以下の4つを基本目標として強靱化を推進する。

- いかなる大規模自然災害が発生しようとも

① 人命の保護が最大限図られること

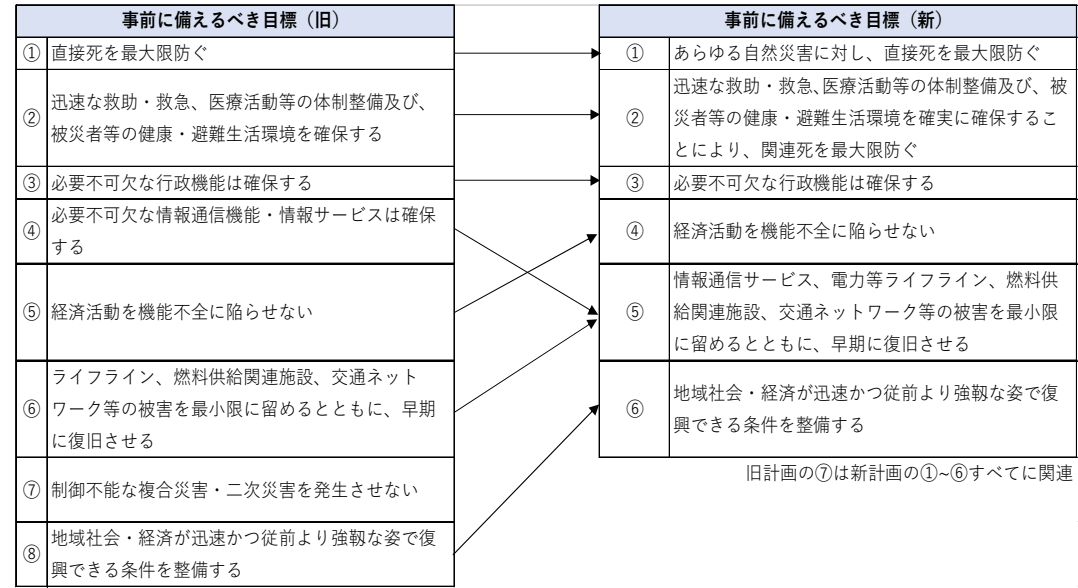
② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること

③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること

④ 迅速な復旧復興が図られること

3. 事前に備えるべき目標

<掲載イメージ>
4つの基本目標を基に備えるべき目標として、次の6つを定める。
※国の国土強靱化基本計画（令和5年7月改正）にあわせて、**8項目から6項目に再編する。**



4. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

<掲載イメージ>
国土強靱化基本計画及び千葉県国土強靱化地域計画を参考に、本市の地域特性を踏まえ、リスクシナリオとして「起きてはならない最悪の事態」を整理する。

5. 脆弱性の分析・評価と対応の方向性

<掲載イメージ>
リスクシナリオについて、脆弱性の分析・評価を実施し、対応の方向性を整理する。

6. リスクシナリオと基本計画における施策の対応

<掲載イメージ>
5. 脆弱性の分析・評価と対応の方向性を踏まえ、基本計画の各分野に位置づけた施策を推進することで、国土強靱化を推進する。
また、リスクシナリオと基本計画の各分野に位置づけた施策との対応を示す。